

令和 7 年 度

第 4 回 第 二 農 地 部 会 定 例 会 議 事 録

令和 7 年 7 月 30 日（水）

頸城コミュニティプラザ 2 階 202・203 会議室

令和 7 年度 第 4 回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和 7 年 7 月 30 日 (水) 午後 4 時 14 分
会 場 頸城コミュニティプラザ 2 階 202・203 会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(12 名)

1 番 長井	3 番 竹原	5 番 橋本
7 番 滝沢	8 番 小山	10 番 五十嵐
11 番 笠原	12 番 長瀬	17 番 高波
19 番 田鹿	19 番 中嶋	21 番 大島

(2) 農地利用最適化推進委員 (17 名)

(安塚区)	松苗	和栗	
(浦川原区)	井部	藤村	
(大島区)	小山	高橋	
(牧 区)	中川	米川	秋山
(柿崎区)	佐藤	小林	平野
(大潟区)	細谷		
(頸城区)	上原	伊巻	
(吉川区)	常山	石野	

2 欠席委員

(1) 農業委員…なし

(2) 農地利用最適化推進委員…(三和区) 福原 高橋

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主 任	岩崎
浦川原区駐在室	主 任	中部
大島区駐在室	主 任	朝倉
牧区駐在室	主 任	樋口
柿崎区駐在室	次 長	片岡
	主 任	上田
大潟区駐在室	主 任	太田
頸城区駐在室	主 任	関間
吉川区駐在室	班 長	久保埜
三和区駐在室	班 長	橋立

4 会議に附した事件

(1)議事録署名委員の氏名

17 番 高波 19 番 中嶋

(2)審議案件

①安塚区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

②浦川原区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について

③大島区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

④牧区駐在室管内分

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑦頸城区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑧吉川区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑨三和区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

柿崎区 駐在室長	【１．開会】 午後４時１４分 それでは、これより令和７年度第４回第二農地部会定例会を開催いたします。
柿崎区 駐在室長	【２．部会長あいさつ】 会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。 (笠原部会長あいさつ)
柿崎区 駐在室長	それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。
議 長	【３．資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。
柿崎区 駐在室長	本日は、出席委員１２名全員出席であり、上越市農業委員会会議規則第７条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数１９名の内、出席推進委員１７名、欠席推進員２名です。
議 長	【４．議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 １７番 高波委員、 １９番 中嶋委員を指名いたします。
議 長	【５．上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆様は、ご起立をお願いします。 １８番 田鹿委員の発声をお願いいたします。 (上越市農業委員会憲章の唱和)
議 長	【６．議事】 それでは、議案の審議に入ります。
議 長	《 <u>安塚区駐在室の議案</u> 》 最初に安塚駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	< <u>報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知について</u> > 報告第１号「農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知について」、番号２１２９番から２１３３番までの５件を報告します。事務局の説明を求めます。

安塚区 駐在室	安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号は農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。 議案書は 1 頁と 2 頁をご覧ください。 1 頁、番号 2129 番から 2 頁、2133 番までの 5 件については、いずれも耕作者の労力不足のための合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定です。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について> 議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号 2105 番から 2106 番の 2 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
安塚区 駐在室	議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、ご説明いたします。 議案書は、3 頁をご覧ください。 番号 2105 番、2106 番の 2 件とも「地域計画内」の案件で、改正前の基盤強化促進法に基づく相対契約の期間満了に伴い、農地中間管理機構を介して、新たに利用権を設定するものです。具体的な対象農地は 4 頁の対象農用地リストのとおりです。 こちらは「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案は、いずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《<u>浦川原区駐在室の議案</u>》 次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。 ＜<u>議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について</u>＞
議 長	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 2501 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
浦川原区 駐在室	浦川原区駐在室です。よろしくお願いいたします。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。 1 頁、番号 2501 番をご覧ください。 譲受人が購入した住宅に隣接する農地を売買により所有権移転し、家庭菜園として利用するものです。 譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 以上です。
議 長	確認された委員の説明を求めます。
藤村委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
大島委員	議案第 1 号の備考欄に総額 50,000 円と記載があるが、10a あたりの 47,619 円の記載は、誤りではないか。
浦川原区 駐在室	総額 50,000 円が正しい。10a あたり 476,190 円となります。
大島委員	了解した。
議 長	他にありませんか。

	(「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	＜議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について＞ 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 2501 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
浦川原区 駐在室	議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」説明いたします。 2 頁、番号 2501 番をご覧ください。 番号 2501 番は、浦川原区中猪子田地内の農地を住宅の「進入通路及び堆雪場」として利用するものです。 3 頁に位置図、4 頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。 譲受人は、隣接する宅地及び空き家となっていた住宅を譲受することとなり、今まで譲渡人が進入通路として使用していた申請農地を取得し、住宅への進入通路及び堆雪場として使用するものです。 農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第 2 種農地と判断いたしました。 転用に当たり、生活雑排水は発生せず、雨水排水は地下浸透とすることから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

議 長	<u>＜議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について＞</u> 議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号 2512 番から 2515 番の 4 件を上程します。 番号 2512 番から 2515 番は、田鹿委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、田鹿委員は一時退席をお願いいたします。 （田鹿委員退席）
議 長 浦川原区 駐在室	それでは、田鹿委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。 議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定 4 件をご説明いたします。 議案書は 5 頁をご覧ください。 議案の対象農地につきましては、6 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	特に質問等がないようですので、田鹿委員に関連する利用権設定 4 件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。 （田鹿委員復席）
議 長 浦川原区 駐在室	<u>＜議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案(利用権移転)に対する意見について＞</u> 議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について」、番号 2501 番と 2502 番の 2 件を上程します。事務局の説明を求めます。 議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について」、耕作者の変更 2 件をご説明いたします。

	議案書は、7 頁から 8 頁をご覧ください。 7 頁の番号 2501 番、2502 番の 2 件は「地域計画内」の案件で、具体的な対象農地は 8 頁の対象農用地リストのとおりです。 2 件とも効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通じて、上段の現在の耕作者から下段の新たな担い手に耕作者変更するものです。 いずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案の 2 件は、いずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《大島区駐在室の議案》 次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について＞ 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 2905 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
大島区 駐在室	大島区駐在室です。よろしくお願いいたします。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。 1 頁、番号 2905 番をご覧ください。 譲受人が購入した住宅に隣接する農地を売買により所有権移転し、家庭菜園として利用するものです。 譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 以上です。

議 長	確認された委員の説明を求めます。
滝沢委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	《<u>牧区駐在室の議案</u>》 次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<u>＜議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について＞</u> 議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号 3307 番から番号 3313 番の 7 件を上程します。事務局の説明を求めます。
牧 区 駐在室	牧区駐在室です。よろしくお願いいたします。 こちらは、農用地利用集積等促進計画による利用権設定です。 それでは、まず「地域計画内」であります。議案書は 1 頁から 2 頁、番号 3307 番から番号 3312 番の 6 件をご覧ください。 今回の対象農地につきましては、3 頁から 4 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 次に「地域計画外」であります。議案書は 5 頁、番号 3313 番の 1 件をご覧ください。議案の対象農地につきましては、6 頁からの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 こちらの「地域計画外」の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地であります。農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実

	現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《<u>柿崎区駐在室の議案</u>》 次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜<u>報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について</u>＞ 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 3764 番の 1 件を報告します。事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	柿崎区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1 頁、番号 3764 番をご覧ください。 合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ売却です。 なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

議 長	<u>＜議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について＞</u> 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 3728 番から 3731 番の 4 件を上程します。事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。 2 頁、番号 3728 番から 3731 番をご覧ください。 番号 3728 番は、譲受人が譲渡人所有の中古物件の取得と併せて農地を取得し、家庭菜園として利用するものです。 番号 3729 番は、譲渡人が離農するため、経営規模を拡大したい譲受人が農地を取得するものです。 番号 3730 番は、譲渡人が高齢により、耕作が困難となったため、家庭菜園として利用する譲受人へ譲り渡すものです。 番号 3731 番は、譲渡人が高齢となり、後継者もなく、農地の維持管理が困難となったため、譲受人が相手方の要望に応じたものです。 譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 以上です。
議 長	確認された委員の説明を求めます。
長井委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<u>＜議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について＞</u> 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 3702 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
柿崎区	議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」説明いたします。

駐在室	3 頁、番号 3702 番をご覧ください。 柿崎区水野地内の農地を「農業用作業所」に転用するものです。 4 頁に位置図、5 頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。 申請者は、柿崎区内で農業を営んでおり、経営規模の拡大を予定しておりますが、作業スペースが不足していることから、申請農地を取得し、農業用作業所を建築するものです。申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模な農地であるため、農地区分は、第 2 種農地に該当するものと判断しました。 土地利用計画は、農業用作業所 1 棟、建築面積 219.99 m²で建蔽率は 42.72%です。工事計画は、令和 7 年 8 月 10 日から令和 7 年 10 月 18 日までです。 転用にあたり、雨水は自然浸透することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用並びに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<u>《大潟区駐在室の議案》</u> 次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<u>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</u> 議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 4646 番から 4650 番の 5 件を報告します。事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	大潟区駐在室です。よろしくお願いいたします。 それでは 1 頁、番号 4646 番から 2 頁、4650 番の 5 件をご覧ください。農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。 いずれも合意による解約であり、中間管理機構への貸付です。 なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。 以上です。

議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	＜議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について＞ 議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号 4653 番から 4678 番の 26 件を上程します。
大潟区 駐在室	それでは、まず「地域計画内」でありますが、3 頁、4653 番から 5 頁、4665 番の 13 件をご覧ください。 議案の対象農地につきましては、6 頁から 7 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 次に「地域計画外」であります。8 頁、4666 番から 10 頁、4678 番の 13 件をご覧ください。議案の対象農地につきましては、11 頁からの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 こちらの「地域計画外」の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地であります。農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)

議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《<u>頸城区駐在室の議案</u>》 次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜<u>議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について</u>＞ 議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 5302 番、5303 番の 2 件を上程します。事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。 議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」説明いたします。 1 頁、番号 5302 番、5303 番をご覧ください。 番号 5302 番は、頸城区舟津地内の農地を「一般個人住宅」として利用するものです。 2 頁に位置図、3 頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。 受人は、アパートに居住していますが、家族が増えて生活スペースが手狭になったことから、申請農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。 農地区分は、上・下水道、ガス管のうち 2 つ以上が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね 500 メートル以内に 2 つ以上の教育、医療、公共施設が存在することから、第 3 種農地と判断いたしました。なお、本件では、頸城中学校、大瀧小学校、ユートピアくびき希望館がそれらの施設に該当します。 転用に当たり、生活雑排水は農業集落排水で処理し、雨水排水は地下浸透及び道路側溝へ排水することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。 番号 5303 番は、頸城区川袋地内の農地を資材置場として利用するものです。 4 頁に位置図、5 頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。 受人は、立木の伐採などを主な業務とした便利屋を営んでおります。 現在使用している資材置場は借地であり、この度、地主から土地の返還を求められ、早急に代替資材置場を確保する必要が生じたことから、申請農地を取得し、資材置場として使用するものです。 農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第 2 種農地と判断いたしました。 転用に当たり、生活雑排水は発生せず、雨水排水は地下浸透とすることから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。 以上です。

議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
議 長	(「ありません」の声あり) 本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<u>＜議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について＞</u> 議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号 5303 番から 5304 番の 2 件を上程します。事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	はじめに、「地域計画内」について説明します。 6 頁、番号 5303 番をご覧ください。 議案の対象農地につきましては、7 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 次に、「地域計画外」について説明します。 8 頁、番号 5304 番をご覧ください。 議案の対象農地につきましては、9 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。地域計画外の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地ですが、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 こちらも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
議 長	(「ありません」の声あり) 本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

議 長	(賛成の委員は挙手) 賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	≪吉川区駐在室の議案≫ 次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<u>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</u> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 6371 番から 6376 番の 6 件を報告します。事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	吉川区駐在室です。よろしくお願いいたします。 それでは 1 頁、6371 番から 2 頁、6376 番の 6 件をご覧ください。農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。 いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、休耕は 4 件、中間管理機構へ貸付が 2 件です。 なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<u>＜議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について＞</u> 議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号 6230 番から 6258 番の 29 件を上程します。事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	それでは、まず「地域計画内」であります。3 頁、6230 番から 5 頁、6242 番の 13 件をご覧ください。 議案の対象農地につきましては、6 頁から 8 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。

	次に「地域計画外」であります。9 頁、6243 番から 12 頁、6258 番の 16 件をご覧ください。議案の対象農地につきましては、13 頁からの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 こちらの「地域計画外」の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地であります。農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《<u>三和区駐在室の議案</u>》 次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<u>＜議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について＞</u> 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 8641 番から番号 8644 番までの 4 件を上程します。事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明します。 議案書は 1 頁、番号 8641 番から番号 8644 番までをご覧ください。 番号 8641 番から番号 8643 番までの 3 件は、経営基盤強化促進法による契約の期間満了に伴い、農地法での契約に移行するものです。 譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 また、契約更新で耕作人が変わらないことから現地確認は行わず、航空写真で確認いたしました。 番号 8644 番は、隣接する宅地を購入した譲受人が家庭菜園を目的として農地を取得するものです。

	譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 以上です。
議 長	確認された委員の説明を求めます。
五十嵐委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について> 議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号8606番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」利用権設定1件を説明します。議案書は、2頁をご覧ください。 議案書の対象農地につきましては、3頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)

議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	以上で、用意された議案の審議は終了しました。
笠原部会長	【 7. その他】 事務局、または委員の皆さん、何かありますか。
笠原部会長	何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。 ご審議、ご苦労様でした。
柿崎区 駐在室長	笠原部会長、ありがとうございました。
柿崎区 駐在室長	【 8. 部会長職務代理あいさつ】 閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。 (田鹿職務代理あいさつ)
柿崎区 駐在室長	【 9. 閉会】 以上をもちまして、令和 7 年度第 4 回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。 午後 5 時 04 分終了